

見 積 依 頼 書

下記のとおり見積合わせに付します。
令和 7 年11月28日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局新潟県情報通信部長
小林 良弘

記

1 見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 職場紹介動画等の放映 1
- (2) 内 容 仕様書のとおり
- (3) 放 映 場 所 仕様書のとおり
- (4) 放 映 期 間 令和 7 年12月29日から令和 8 年 3 月28日まで
- (5) 履 行 期 限 令和 8 年 3 月30日まで
- (6) 見積書提出方法等 見積合わせ事項書で示す様式の見積書に見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載し、下記の締切日時までに提出すること。
- (7) 電子調達システム 本案件は、「電子調達システム」(政府調達(GEPS)) 対象調達案件である。ただし、「電子調達システム」により難しい場合には、紙、電子メールによる見積書の提出ができるものとする。

2 見積合わせに参加する者に必要な内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)

なし

3 契約条項を示し、仕様書等の配布を行う場所等

- (1) 場 所 新潟県新潟市中央区新光町 4 - 1
関東管区警察局新潟県情報通信部 通信庶務課 (新潟県警察本部 4 階)
問合せ先 電話番号 025-285-0110 (代表)
- (2) 配布方法 本公告日から上記 3 (1) の所在地において配布する。ただし、「電子調達システム」(政府電子調達(GEPS)) <https://www.p-portal.go.jp/> から入手することもできる。
- (3) 日 時 令和 7 年11月28日から令和 7 年12月12日まで
(官庁執務時間内、土日祝日を除く)

4 見積書の提出方法及び締切日時

- (1) 提出方法 4 (2) に示す期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、「電子調達システム」により難しい場合には、3 (1) に示す場所に、同期限までに提出しなければならない。
- (2) 提出期限 令和 7 年12月12日(金) 17時15分

5 見積合わせ日時

令和 7 年12月15日(月) 9 時00分

6 支払条件

履行完了後、適法な請求書を当部が受領した後、30日以内に国庫金の振込払とする。

7 その他

- (1) 見積書の作成、提出等に係る費用は、すべて参加者が負担すること。
- (2) 見積金額は消費税を除いた額を記載し、1 円未満の端数がある場合は切り捨てとすること。
- (3) 見積合わせの結果の公表は、電話での対応も受け付けることとする。

8 問合せ先

関東管区警察局新潟県情報通信部 通信庶務課 経理係
電話番号 025-285-0110

見積合わせ事項書

1 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

関東管区警察局新潟県情報通信部長 小林 良弘

2 概要

(1) 件名

職場紹介動画等の放映 1

(2) 内容

仕様書のとおり

(3) 放映場所

仕様書のとおり

(4) 放映期間

令和7年12月29日（月）から令和8年3月28日（土）まで

(5) 履行期限

令和8年3月30日（月）まで

3 見積りの方法

(1) 見積りは、本調達に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。

(2) 契約締結に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積合わせに参加する者（以下「参加者」という。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 契約の相手方となった者は、速やかに見積内訳書（税込）を提出しなければならない。
なお、見積書の提出時に内訳書の提出を行ったものは、再度の提出を求めない。

4 契約の相手方の決定方法

契約の相手方については、参加者に必要な資格、その他の要求要件をすべて満たし、当該参加者の見積価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

5 参加者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 秘密の内容を含む事項の場合は、当方が必要とする秘密の保全に関する事項について、当方の承諾が得られていること。

6 見積書提出場所等

- (1) 契約条項、仕様書等を配布する場所及び日時
場 所 新潟県新潟市中央区新光町4-1
関東管区警察局新潟県情報通信部 通信庶務課（新潟県警察本部4階）
ただし、仕様書以外は「電子調達システム」から入手することもできる。
日 時 令和7年11月28日（金）から令和7年12月12日（金）まで
（官庁執務時間内、土日祝日を除く）
- (2) 見積書等の提出場所及び期限
場 所 下記期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。
ただし、電子調達システムにより難しい場合は、紙、電子メールにより提出できるものとする。
期 限 令和7年12月12日（金） 17時15分まで
（官庁執務時間内、土日祝日を除く）
- (3) 見積合わせ日時
令和7年12月15日（月） 9時00分
- (4) 見積書の提出方法
見積書は、期限までに見積もり提出期限までに、「電子調達システム」にて提出すること。ただし、「電子調達システム」により難しい場合は、持参、郵送若しくは電子メールにより提出すること。電報、電話その他の方法による見積りは認めない。
なお、持参、郵送若しくは電子メールにより提出する場合は、次の通りとする。
ア 見積書の様式は問わないが、別紙「見積書」の内容を満たすものとし、宛名、件名等に抜けがないこと。
イ 見積書は、社印及び代表者印を省略することができる。この方法による場合は、見積書の発行権者及び事務担当者それぞれの氏名（フルネーム）及び連絡先を明記すること。
なお、電子メールで提出する場合は社印及び代表者印の省略を必須とする。
ウ 参加者は、その提出した見積書の引換、変更又は取消をすることができない。
- (5) 見積書の無効
本事項書に示した参加資格のない者及び参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書は、無効とする。
次の各号の一つに該当する見積書は、無効とする。
ア 金額を訂正した見積書
イ 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗末等により意思表示が不明確な見積書
ウ 不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる見積書及びその疑いのある見積書
エ 同一の見積合わせについて、2通以上提出された見積書
オ 錯誤により提出されたと認められる見積書
カ 提出期限までに到達しなかった見積書
キ 「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で作成された見積書
- (6) 見積合わせ
ア 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。
イ 見積合わせは、見積合わせ日時に電子調達システムで行う。
ウ 最低価格の見積が2人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定に倣い「くじ引き」を実施する。
エ 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、当部が選定した者へ再度の見積りを依頼することができ

る。

オ 契約の相手方に決定した参加者にのみ当部から結果を連絡する。ただし、6（3）見積合わせ日時後、参加者から問合せがあれば結果を通知する。

7 契約書作成の要否

会計法令等に基づき、契約金額により契約書又は請書が必要な場合は作成する。

8 その他

- (1) 見積書の作成、提出等に係る費用は、すべて参加者が負担すること。
- (2) 都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (3) 契約の相手方を決定するために、参加者に対し追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。
- (4) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 支払については、発注者の検査に合格し、適法な請求書を受領した日から30日以内に届け出の日本銀行指定金融機関へ振り込む。

9 問合せ先

(1) 契約に関する問合せ先

関東管区警察局新潟県情報通信部 通信庶務課 経理係

電話 025-285-0110

時間 平日8:30～17:15

（土日祝日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）

(2) 電子調達システムに関する問合せ先

調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-000-683（ナビダイヤル）

03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）

時間 平日9:00～17:30

（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）

電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局新潟県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

連 絡 先

担当者名

担当者連絡先

件 名 職場紹介動画等の放映 1

金	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(消費税及び地方消費税を除く)

電子くじ番号

--	--	--

記載例

別紙

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局新潟県情報通信部長 殿

作成日を記載

住 所 ○○県○○市○○
会 社 名 ○○株式会社
代表者名 代表取締役 ○○ ○○
連 絡 先 △△△-△△△-△△△△
担当者名 ○○ ○○
担当者連絡先 △△△-△△△-△△△△

金額の頭に¥マークを入れる

件 名 ○○○○

金	億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥			○	○	○	○	○	○	○

(消費税及び地方消費税を除く)

任意の番号3桁を記載すること

電子くじ番号

--	--	--

仕 様 書

1 件名

職場紹介動画等の放映 1

2 目的

今や情報システムは全国の警察活動に不可欠な基盤となっており、警察庁技術系職員（以下「技術系職員」という。）はこうした業務において、その中核を担っている。

さらに、サイバー空間をめぐる脅威は極めて深刻な情勢が続いており、今やあらゆる犯罪がサイバー空間を悪用して実行されていると言っても過言ではないところ、技術系職員はサイバー事案への対処や情報技術の解析等においても重要な役割を果たしているほか、刑事部門や交通部門等においても技術系業務の中核を任されている。

このように技術系職員は警察の幅広い分野において活躍をしているところ、それぞれの業務の遂行に万全を期すには、技術系職員を十分に確保していく必要がある。

そのためには警察組織において「情報通信」の専門分野が存在する事を広く世間に周知し、技術系職員の業務及び職種に係る広報活動を強化する事が必要であることから、職場紹介動画等を放映するもの。

3 業務内容

(1) 動画等の放映

ア 上記 2 の目的に沿い、発注者がデータ提供する動画（15 秒）または静止画を放映すること。

イ 放映場所、画面サイズ、面数及び放映回数等は別紙のとおり。

ウ 提供動画の音声については、放映場所の状況に合わせて無音字幕のみも可とする。

(2) 履行期限

令和 8 年 3 月 30 日

(3) 放映期間

令和 7 年 12 月 29 日から令和 8 年 3 月 28 日まで

(4) 業務完了後の報告書の提出

放映期間終了後、業務完了報告書を提出すること。業務完了報告書の完了確認をもって検査合格とする。

4 支払条件

仕様書に基づく検査に合格し、適法な支払請求書（官署支出官関東管区警察局長宛）を受理した日から 30 日以内とする。

5 支払遅延利息

支払遅延利息は「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定めるところによる。

6 一般事項

(1) 履行状況確認のため、担当職員が履行場所に抜き打ちで赴き、放映状況を確認する事がある。

(2) 本仕様書に基づく全ての作業において、発注者が提供した業務上の情報及び履行過程で知り得た情報を第三者に開示又は漏えいしないこと。

また、そのために必要な措置を講じること。

なお、開示又は漏えいが発生した場合は、発注者に速報し、事態の対応にあたること。

(3) 履行過程で関東管区警察局新潟県情報通信部から提供を受けた資料等を複製しないこと。

(4) 本作業に必要な資機材及び人員は、全て受注者の負担にて準備すること。

(5) 受注者は、本作業の全部を一括して、第三者（受注者の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。）する場合は、受注者は、発注者に書面により申請し、承認を得なければならない。

(6) 本仕様書に疑義が生じた場合は、関東管区警察局新潟県情報通信部と協議して決定すること。

また、本仕様書に記載のない事項であっても、必要と認められる事項については、関東管区警察局新潟県情報通信部と協議の上、行うこと。

放映場所	画面サイズ	面数	放映回数
万代シテイバスセンター (新潟県新潟市中央区万代1-6-1)	110インチ横型	1	1 枠当たり、1 時間に 4 回以上、1 日に64回以上放映すること。※
	80インチ横型	2	
	55インチ横型	2	
万代シテイ第二駐車場ビル (新潟県新潟市中央区八千代2-1-1)	55インチ横型	1	

※ディスプレイ等の放映機器が故障した場合、メンテナンスを行った場合等を除く。